

委員会の審査から

各常任委員会から報告された
主な審査概要をまとめました

建設環境委員会

6月20日に委員会が開催され、3件の議案を審査し、原案のとおり可決されました。

●福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例

問 融資限度額の引き上げ、据え置き期間延長の特例措置の利用実績は。

答 令和2年度10件、3年度6件、4年度31件、5年度2件の49件。内訳は、限度額の引き上げ40件、据え置き期間延長7件、両方の申込みは2件となっている。

●令和5年度福生市一般会計補正予算(第3号)

(建設環境委員会所管分)

問 町会等活動支援事業の備品購入の内容を伺う。

答 ガスボンベ式発電機7町会、高座椅子4町会、パイプ椅子3町会、折り畳みテーブル4町会、拡声機2町会、AED2町会、テント2町会、空気清浄機3町会、ハンドマイクつきメガホン1町会、プリンター1町会、自動掃除機2町会、ホワイトボード1町会、タブレット端末1町会の内容で購入する。

問 子ども及び高齢者自

転車ヘルメット購入費用助成金の助成対象想定数とスケジュールを伺う。

答 対象となる18歳以下及び65歳以上の人口に、類似団体を参考にした掛け率を掛けて算出した570人を想定している。7月1日の市広報やホームページ等で案内を開始、7月3日から3月末までの申請受付を予定している。

●市道路線の廃止について

問 払い下げの金額、市道としての機能を有していない路線の数と総延長を伺う。

答 払い下げ金額は約300万円程度を見込み、今回廃止を行うことで現在機能を有していない市道路線は31路線、総延長約800メートルとなる。



▲自転車ヘルメットの一例

市民厚生委員会

6月21日に委員会が開催され、3件の議案を審査し、原案のとおり可決されました。

●福生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

問 改正箇所が非常に多くあるが、実務上は特に問題はないか。

答 実務に影響はない。

●福生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

問 今回の改正で、実務への影響はないか。

答 特に実務への影響はない。

る基準を定める条例の一部を改正する条例

問 今回の改正で、実務への影響はないか。

答 特に実務への影響はない。

●令和5年度福生市一般会計補正予算(第3号)

(市民厚生委員会所管分)

問 住民税非課税世帯物価高騰支援給付金給付事業の概要を伺う。

答 物価高騰の負担感の大きい住民税均等割の非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を給付する。

問 児童発達支援センター事業について、工事内容及び障害児通所人数、現在の施設利用者への対応について伺う。

答 福祉センター内に遊戯室や指導訓練室を整備。児童通所人数は、1日当たり10名を予定、現在の施設利用者への影響はないものと考えている。

問 保育所運営事業認定こども園施設型給付事業、地域型保育給付事業、認可外保育施設運営助成事業、病児保育事業、幼稚園教育振興事業について、物価高騰対策ということであるが、給付金の積算根拠は。また、第2子保育料無償化制度について伺う。

答 給食費、光熱水費について、各園の令和3年度の決算額に物価上昇率を乗じた額を支給する。第2子保育料については、0歳から2歳児クラスは、

東京都の独自支援により、第2子は半額、第3子以降は無償となっている。

令和5年10月からは、第2子についても無償化となり、これに伴うシステム改良である。

問 福祉バス運行事務について、福祉バスの第3の運行ルートを整備することだが、バス停の新設箇所数及び利用者への周知について伺う。

答 新しいバス停の数については、9月まではルートを含め決定したい。市民への周知は、新しいパンフレットの作成、広報、ホームページへの掲載のほか、チラシを作成し、全戸配布する予定である。



▲福生市福祉バス(もくせい号)

問 生活保護事務について、基準についての見直し内容について伺う。

答 令和5年度、6年度の2年間のみの臨時的、特例的な措置であり、生活保護受給者1人当たり月額1000円を加算支給するものである。

総務文教委員会

6月22日に委員会が開催され、4件の議案を審査し、原案のとおり可決及び同意されました。

●令和5年度福生市一般会計補正予算(第3号)

(総務文教委員会所管分)

問 継続事業である不登校対策事業について、この事業は、改善項目1の「校内別室指導支援員謝礼」と改善項目2の「安心・安全な居場所づくり委託料ほか」に分かれていて、合計2063万9千円の補正額となっている。この2つの改善項目について、どの学校がどのようなことをするのか。

答 改善項目1については、校内別室指導支援員を配置することにより、不登校児童・生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図ることを目指して、福生第六小学校と市内3校の中学校で行い、事業費は、校内において不登校傾向の児童・生徒のための別室を校内に設置した際の支援員への謝礼である。改善項目2については、児童・生徒が在籍する学級に、入りづらくなる理由から長期的な不登校状態とならないよう、校内の別教室を環境整備し、居場所とする。

●中央図書館改良工事(建築)請負契約の変更について

問 今回の改良工事(建築)請負契約の変更部分と工事設計変更部分との

件として、16歳未満は運転禁止で車両提供も禁止である。

問 工事設計変更分については、天井内装の新設に際し、既存躯体に支持材を施工したところ、支持材が抜け落ちるような事象が発生したことから、既存躯体の調査を実施し、躯体内部に欠損が見つかったため補修をする。箇所数等は、壁の補修46か所、柱、はりの補修26か所、屋根スラブの補修25平方メートルである。

●中央図書館改良工事(空調設備)請負契約の変更について

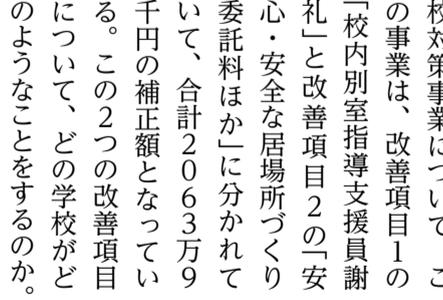
問 空調設備の機器の入荷の遅れにより60日延長ということだが、改良工事の全体工期に関して影響を及ぼすのか。

答 半導体等の納期の遅れにより、工期内で空調機器の試運転調整が取れないことから工期を延長するが、全体工期に関しては、既に令和5年9月29日までの契約になっていることから、全体工期への影響はない。

定例会の会期や本会議の議事日程、一般質問、議案、市民等から提出された陳情の取り扱い等の協議及び議会だよりの編集を行う議会運営委員会が閉会中も含め7回開催されました。

議会運営委員会

とだが、この工事設計の変更部分について詳細を伺う。



▲中央体育館内のスクールソーシャルワーカー執務室を現地視察

●福生市賦課徴収条例の一部を改正する条例

問 今回の道路交通法の一部改正で、特定小型原動機付自転車いわゆる電動キックボードが新たに追加されたことだが、本条例の背景や国の動向、概要について伺う。

答 近年、技術の進展などにより、海外の一部の国では多様なモビリティが移動・運送手段として活用され始めていることから、国においても電動キックボードは、新たなモビリティとして主に通勤時の移動手段や観光地におけるアクティビティとなることを目指しており、令和4年4月に道路交通法の一部が改正された。また、運転については、免許不要でヘルメットは努力義務。年齢要